

男性の育休、会社に推奨義務 厚労省が法改正検討

【イブニングスクープ】

経済

2020/10/1 18:00 (2020/10/2 5:34 更新)

1110 文字

[有料会員限定]



低迷する育休取得率の底上げを狙う

男性の育児休業の取得率を高めるため、厚生労働省は社員に取得を推奨することを会社に義務づける検討に入った。社員が育休の取得を求めれば会社は取得させる必要があるが、制度として会社は社員の希望を認めるのみの内容にとど

まっている。法改正によって取得を積極的に促す制度に変え、低迷する取得率の底上げにつなげる。

イブニングスクープ

翌日の朝刊に掲載するホットな独自ニュースやコラムを平日の午後 6 時ごろに配信します。

育休は従業員の子どもが原則 1 歳になるまで、会社に申し出れば何日でも取得できる。ただ会社が積極的に制度を周知したり利用を促したりしていないと、実際には取得しにくい場合も多い。男性の取得率は 2019 年度で 7.48%にとどまり、政府が掲げる 25 年に 30% の目標は遠い。先進国では 30% 台が多く、フィンランドでは 80% を超える。

厚労省は来年の通常国会に育児・介護休業法の改正案を提出する。男性も希望すれば育児休業を取得できる、といった内容を従業員に周知しなければならないと定める。社内向けのポスター やメールで伝えたり、上司が社員の意向を確認したりする必要がある。

違反した場合は労働局が指導する。罰則は科さないものの、厚労省の方針は会社が従業員との間で働き方のルールなどを決める際に与える影響が大きい。厚労省が法改正をともなう制度変更に乗り出すことで、低迷する育休取得が増えきつかけになる可能性がある。

育休の取得手続きの見直しも進める。現在は 2 回の分割取得しか認めていないが、3 回まで可能にする方向だ。取得を分散して職場への影響を抑える効果を見込む。

取得申請は現在 1 ヶ月前に会社にする必要がある。男性では 5 日間や 1 週間など女性より短期間の育休が多いこともあり、取得まで 1 ヶ月を切っても申請可能にする。

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが男性正社員を対象に実施した調査では、育休を取得したい気持ちがあったものの利用しなかった人の割合は 4 割に及ぶ。「会社で制度が整備されていない」「職場の雰囲気が取得しづらい」などの理由が多かった。厚労省の調査では男性に育休取得を働きかけていない企業は 6 割を超える。

育児休業の制度は 1992 年に本格導入された。会社の有給ではなく国の雇用保険制度から最大で給与の実質 8 割分を支給する。

日本では 19 年に生まれた子どもの数が 86 万人と過去最少にまで減少した。男性の育児参画は女性の就労促進や少子化対策に効果があるとされる。夫の育児時間が長いほど、妻が継続して就労する割合や第 2 子以降の出生割合が高くなる。

政府は国家公務員の男性の育休取得率の引き上げを進めている。20年4月からは1ヶ月以上の育休取得を促す制度を開始。4月から6月までに子どもが生まれた男性職員の85%が1ヶ月以上の育休を取得する見込みだ。

【関連記事】

- [男性育休導入で社内風土変わった 積水ハウス仲井社長](#)
- [男性育休「全員取得を」義務化も選択肢、内閣府懇談会](#)
- [産前産後の休みとお金 育休給付金、男性にも](#)